

(講演) 平和主義と軍縮主義の歴史と現状・和平
平和・軍縮のためのたたかいと
マルクス主義の弁証法

Struggle for Peace and Disarmament
and Marxist Dialectic

岩 崎 允 脩

(1) 平和の思想とマルクス主義

遠い昔から、洋の東西を問わず、平和な生活は、民衆の切なる願いであった。その願いは、多くの文学作品のうちに表現されている。古くは、たとえば、中国の『詩經』の数々の詩編があり、ギリシアでは、アリストパネスの喜劇作品がある。

インドの仏典『ダンマパダ』には、次のような戒がある。「すべてのものにとって生命は愛しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ、殺さしめてはならぬ」、「じつにこの世においては、うらみにくむるにうらみをもってしたならば、ついにうらみの息むことがない。うらみをすててこそ息む。これは永遠の真理である」。仏教は、平和と慈愛の教えである。

近世以降のヨーロッパにおいて、エラスムス、ルソー、カントらは、眞の平和のための著述をおこなった。エラスムスは、『平和への訴え』(1517年) のなかで、「平和の女神」の口を借りて、民衆の立場から、平和の実現を強く訴えている。かれは書く、「大多数の一般大衆は、戦争を憎み、平和を悲願しています。ただ、民衆の不幸の上に呪われた榮耀榮華を貪るほんの僅かな連中だけが、戦争を望んでいるにすぎません」。また、ルソーの平和思想の構想は、『サン=ピエール師の恒久平和論抜粹』や『恒久平和論批判』などによって知ることができる。さらに、カントは、『恒久平和のために』(1795年) のなかで、「恒久平和はけっして空虚な理念ではなくて、かえって課題である」という思

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

想を述べ、恒久平和が積極的に樹立されねばならないことを説いた。

第二次世界大戦後、戦争を二度とくり返さないという決意をこめて、平和のための運動は広くもりあがった。しかし、今日、核軍拡競争は熾烈をきわめ、核戦争の危機は、地球上での人類の存続への大きな脅威となっている。人民の平和に生きる権利は、根底からふみにじられている。平和か戦争か、この問題は人類にとって死活にかかる事柄である。

この危機にのぞんで、われわれは、核戦争を拒否し、恒久平和の樹立への道を、断固として選ばなければならない。そのさい、マルクス主義の古典的著作は、未来への展望を与える基本的な指針を提示している。『共産党宣言』はいう。「一個人による他の個人の搾取が廃止されるにつれて、一国民による他の国民の搾取も廃止される。一国民の内部の階級対立がなくなれば、諸国民のあいだの敵対関係もなくなる」。また、「フランス＝ブロイセン戦争についての国際労働者協会総評議会の第一のよびかけ」(1870年)には、次のように書かれている。「万国の労働者階級の同盟がついには戦争を絶滅するであろう」、「経済的窮乏と政治的狂気をともなう旧社会と対照して、一つの新しい社会の国際的なおきては、平和である。なぜなら、[この社会では] どの国民のもとでも、同じもの、すなわち[資本ではなく] 労働が支配しているからである」。レーニンは、とくにこの課題と結びつけて民主主義、民族自決権の意義を強調している。「マルクスは、他民族を抑圧する民族は自由でありえないという、国際主義と民主主義の根本原則を最も重視した」。「われわれが、一国だけでなく全世界でブルジョアジーを打倒し、完全にうちやぶり、収奪したのちにはじめて、戦争はありえないものになるだろう」。「勝利をえた社会主义は、かならず完全な民主主義を実現しなければならない。したがって、諸民族の完全な同権を実行するばかりでなく、被抑圧民族の自決権、すなわち自由な政治的分離の権利をも実現しなければならない」。この見地に立って、日本共産党の発表した「真の平和綱領のために」(1981年)は次のように述べている。「世界平和を擁護するうえで、一国の進路はその国の人民自身が決定するという民族自決の権利を尊重することは、もっとも根本的な条件であり、永続的な平和〔恒久平和〕の基礎である」(「真の平和綱領のために」)。

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

要約していえば、マルクス主義の思想の根底にある人間の解放は、(1)資本主義（帝国主義）の揚棄によるコミュニズムの実現、それと同時に、(2)戦争の廃棄による恒久平和の実現——それによる人間的自由の開花——にほかならず、これら二つの事業は相互に媒介しあい、不可分に統一されている。

(2) 平和と人間の尊厳

前述したような核兵器による人類絶滅の危機において、人間とその生の尊厳の意義が、根底からあらためて問われているといわなければならない。人間とその生の尊厳こそは、人間のいっさいの活動の根底にすえられねばならず、したがってまた、平和と民主主義のための基礎をなすものでなければならない。このことは、今日、人類に、倫理学の問題が根底から問われていることを意味している。

そのさい、われわれは、次のようなニヒリズムに反対しなければならない。「人類は、生きる、あるいは生き残れる価値があるか」という間に答えて、ある人はいう。「だれも生きる価値はない。そればかりか、人類が地球上に生存するという事実が、もともと何の価値もないことである」。また、「破壊は自然の根本法則の一つであり、それゆえ、殺人を含めて、どんな破壊も、自然の相のもとでは (sub specie naturae) 罪とはみなされない。殺人はおろか、人類の完全な絶滅こそは、われわれが自然からうけついだ創造の力を自然へかえすという目的をもつ根源的な行為である」という人もいる。こうした意見からは、核戦争によって何百万の人々が残酷に即座に殺されるか否か、人類が絶滅されるか否か、ということは、なんら重大な事柄ではない、という結論に導かれかねない。

しかし、人間とその生が、それ自身で至高の意味をもつということは、人間の生にかんする哲学の根本的な前提 (arche anypophetos [無前提の原理]) と考えられなければならない。この根本的な前提是、確立されてきたし、今後歴史をつらぬいて、無数の世代をとおして、人間の実践によってますます確認されてゆくであろう。

われわれは、恒久平和と人間の尊厳の課題を追求するにあたって、この課題

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

が、それ自身きわめて実践的なものでありながら、しかも同時に、この実践の理論的基礎の明確化を要求するものであることを認識し、以下において、その理論的考察を、弁証法的な問題として試みよう。

(3) 真の平和と仮象としての平和

まず、平和とは何か。それは、たんに戦争のない状態であるか。いやむしろ、それは国際協力の原則にもとづき、諸民族の独立と尊厳、内政不干渉、共存、紛争解決にさいしての暴力（武力）の不使用、などの保障されている秩序として、積極的に把握しなければならない。

かつて、クラウゼヴィッツは、「戦争は、政治におけるとは異なる、『暴力的な』手段をもってする政治の継続にほかならない」と書いた。この命題は、もとより現実の政治と戦争にたいする批判的な把握のために重大な意義をもっている。しかし、戦争を、政治の延長として、平和と交替しておこりうるものとしてとらえているかぎり、この命題は、事柄の資本主義的理解をこえるものではない。

カントは、先述した『恒久平和のために』のなかで、次のように書いている。「将来に戦争を起こすような材料をひそかに留保してなされた平和条約は、けっして平和条約と見なされてはならない」、「なぜなら、そのさいには、それはじつはたんなる休戦、すなわち敵対行為の延期にすぎないで、平和ではないからである。平和とは、あらゆる敵意の終末を意味しており、それにたいして恒久なという形容詞を付加することさえも、怪しむべき冗語といえる」。平和とは、たんなる戦争の不在というような消極的なものではなく、あらゆる敵意が終末をとげる積極的なもの、したがって、一時的なものではなく、本来、永続的なものでなければならない、というのが、カントの思想である。

たしかに、資本主義社会の形成期に生まれたカントの思想は、ブルジョア的限界をもっており、空想的なものにとどまった。しかし、平和は積極的な秩序として樹立されねばならないというかれの平和論を、われわれは、今日の段階において継承し発展させなければならない。1983年、原水爆禁止世界大会における東京宣言にも、次のように書かれている。「われわれの要求する平和と

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

は、たんに戦争のない状態を意味しない。平和とは、植民地主義、人種差別、抑圧、貧困、性差別から解放された世界の創設にはかならない」。

ここに、弁証法の問題として、われわれは、二つの点を確認することができる。第一に、戦争と平和とは、循環的に相互に転化するような対立概念ではないということである。たとえば、帝国主義の体制にあっては、両者は相互に交替する。第一次世界大戦の勃発、休戦と平和の到来、第二次世界大戦の勃発、休戦と平和の到来というようにである。それならば、人類にとって、永久に戦争は避けられないのか。そうではない、むしろ、容易に戦争へと転化するような平和は、たんなる戦争の不在という消極的なものにすぎず、決して眞の平和ではない。戦争は天災ではなく、人災である。人間は、戦争の発生の基礎、諸原因を除去し、恒久の平和を樹立するという責務を負っている。

のことと連関して、第二に、われわれは、偽りの平和と眞の平和とを区別しなければならない。第二次世界大戦後、日米安全保障条約にもとづいて、日本全土は、アメリカ帝国主義の、朝鮮、ベトナムに対する侵略のための基地として利用され、政府・財界は、人民の反対にもかかわらず、この侵略に加担した。今日、日本は、アメリカの核世界戦略のなかにはめこまれ、軍事基地は核戦争の遂行の拠点とみなされている。中曾根首相自身、日本全土を「不沈空母」と称してはばかりないありさまである。日本はいまや、アメリカの「核の傘」のもとに守られているのではなく、反対に、アメリカを守るための「核の盾」とされている。いやそれどころか、自分自身「核の矛」とさえなっている。矛のむけられているのは、平穏に生活している海外の諸民族である。

日本はたしかに第二次世界大戦後、軍事行動をおこしはしなかった。そして、国内での日々の生活は、一見したところでは、平和に保たれてきたようにみえる。しかし、自国はもちろん、海外の民衆の「平和のうちに生きる権利」がこのようにじゅうりんされていて、何で平和であろうか。保たれているかにみえる平和は、じつは偽りの平和であり、仮象 (Schein) としての平和でしかない——仮象といえども、むろんそれは、客観的根拠をもつ一つの現象 (Phänomen) である——。だが、眞の平和こそが確立されなければならぬ。ヘーゲルの意味でどこまでも「理性的な現実性」としての平和の秩序が樹

立されなければならない。

(4) 恒久平和の理念とその実現の過程

前述したように、カントにとって、恒久平和は、理念として掲げられるにとどまった。理念とは、かれによれば、到達することはできないが絶えず近づこうと努力すべき (sollen) 目標、この意味で彼岸的なもの、と考えられている。これに対してヘーゲルは、理念を、過程 (Prozeß) として把握している。かれはいう、「理念を何か非現実的なものにすぎないというようにみて、真なる思想について、『それはたんに理念にすぎない』というようにみる理念の見方は、斥けられねばならない」、「『理念』はたんに目標とみられるべきではない。すなわち、理念は近づくことはできるが、それ自身は永遠に一種の彼岸としてあるといった目標とみられてはならない。むしろ、すべての現実的なものは、それが理念をそのなかにもち、理念を表現するものであるかぎりにおいてのみ存在するのである」(『大論理学』)。「理念は本質的に過程である」、「あらゆる現実的なものは、それが真実であるかぎり、理念であり、理念を通じて、また理念によってのみ、その真理をもっているのである」(『小論理学』)。ヘーゲルは、このように、理念の実現される現実的な過程のなかに、カント的な意味での当為 (Sollen) と存在 (Sein) との二元論的な対立を揚棄してとらえたのである。

ヘーゲルの見解を積極的に導入しながら、わたくしは、恒久平和をたんに運動の彼岸に横たわる目標としてではなく、実現の過程のなかで、いやさらに、その実現の過程自身として、いいかえればそのような実現の運動自身として、弁証法的にとらえるべきことを提唱したい。

ヘーゲルは、また次のように書いている。「理念は、規定された諸理念の体系へと特殊化するが、しかし、これらの規定された諸理念は、それらの真理である一つの理念へと帰ってくるものにはかならない」。この思想によって考えれば、恒久平和の理念もまた、諸理念の体系として、一つの有機的な連関をなす総体的な過程でなければならない。したがって総体的理念（恒久平和）の実現は、それを構成する諸理念の実現をとおしておこなわれ、それぞれの諸理念

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

の実現がまた、それらを構成する諸理念の実現をとおしておこなわれる。これらの関係は重層的であり、しかもまた相互媒介的である。そのさい、体系の諸分岐はどこまでも、地域的なあるいは全体的な諸条件に応じて、歴史的に動的にとらえられなければならない。

それでは、恒久平和の理念はどのような諸理念の体系であるか。それは、次のようなものと考えられる。恒久平和は、現実の歴史的諸条件から出発してとらえられる以上、その諸理念として、(1)核兵器廃絶、全面・完全軍縮を、さらに根本的には、(2)人間の尊厳に基づく民主主義、すなわち、とくに基本的人権と民族の基本権、したがって民族的抑圧の完全な除去を、それ自身のうちに含んでいる。前者(1)のうち、核兵器廃絶についていえば、それはまた、核兵器の実験、製造、貯蔵、運搬、使用などの禁止、非核三原則（もたず、つくらず、もちこませず）の堅持、非核地帯の設置などを含む。全面・完全軍縮についていえば、核兵器以外のいっさいの非人道的な兵器、とくに生物化学兵器の廃絶をはじめとし、軍事要員、軍備、軍事費の撤廃、さらに海外派兵や徴兵制の否定、とくにいっさいの外国の軍事基地の撤去、合同軍事演習の禁止、軍事同盟の撤廃などを含む。

後者(2)についていえば、わたくしが民族的抑圧の完全な除去をここで強調するのは、資本主義の勢力が弱小となったとしても、もし民族的抑圧の可能性の除去がなお不完全のままに残されれば、国家権力の悪用によって武力行使がおこなわれる可能性もまた残りうるからである。レーニンも強調した民族的抑圧の完全な除去、これは、生産および変革の主体としての労働者階級の質の向上、その個性的な人格的形成と不可分な問題である。

以上のように考えれば、恒久平和は、(1)核兵器廃絶を最も緊急な当面の課題として含む全面・完全軍縮と、(2)基本的人権および民族の基本権の擁護・発展に集約される民主主義という、二つの基本的理念の体系としてとらえられるであろう。その基礎には、いうまでもなく、前述してきたように、(3)人間とその生の尊厳ということがあり、もしこれを最も基底的な理念として加えるとすれば、恒久平和は、第三のものを基底とするところの、三つの基本的理念の円環的・相互媒介的な体系といえるだろう。このようにして、この総体的理念の体

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

系は、民主主義の完成としてのコミュニズムの理念の体系と不可分に結びつくるのであり、この意味で恒久平和実現の事業とコミュニズム実現の事業とは、人類の歴史的な崇高な課題として真に統一的なものであることが理解されるのである。

(5) 核兵器の廃絶

現在の核軍拡競争は、自己の核装備を相手方より優位におくことによって平和を保つという抑止力論と、つりあいのとれた核戦力によって平和を保つという均衡論の論理のうえにたってすすめられている。しかし核軍拡の悪循環はつくばかりで、核巡航ミサイル＝トマホークの太平洋地域への配備計画もいよいよ緊迫している（本年6月予定）。核装備のこの新たな増強は、核戦争の勃発とそれによる生命の絶滅への脅威を質的に新たな段階へとおしすめるものである。われわれが抑止力論と均衡論に同意できず、核兵器の廃絶、使用禁止を主張するのは、このためである。核兵器の使用禁止は一つの要である。^{かなめ}なぜなら、もしその使用禁止が国際的に合意され、人民によって十分にこの合意の遵守が監視されるならば、核兵器の開発も、製造も、運搬も、貯蔵も、その意義を失うであろうからである。使用禁止が重要なものであることは、1950年のストックホルム・アピールにも表現されている。それは、原子兵器を最初に用いる政府は、人類に対して犯罪行為を犯すものであるとみなしたのである。

限定核戦争構想や先制第一撃宣言にみられるような核兵器の現実の使用をめざしてその開発、製造、運搬、貯蔵をおこなっている帝国主義的勢力にたいして、核兵器の廃絶のためにたたかう人民の勢力は、相互に矛盾の関係にある。現代世界におけるこの決定的ともいえる矛盾は、われわれの見解によれば、後者の力が前者の力にたいして圧倒的に優位にたち、それによって前者がその力を失う（具体的にいえば、前者をしてその核世界戦略を抛棄させる）ことによって解決されるのであり、核保有二超大国における核均衡関係を維持することによっては解決されえない。核兵器の廃絶は、究極的ではなくて、緊急の課題である。

上述したように、恒久平和の理念は、諸理念の体系として、一つの有機的な

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

連関をなす総体的な過程である。ところで、弁証法も教えるように、総体 (Totalität) としての理念は、たんなる諸部分と全体との関係ではとらえることができない。なぜなら、全体は諸部分の外的な総和 (Summe) をなすにすぎず（「全体と諸部分というような外部的で機械的な関係は、有機的生命の真の姿を認識するには不十分である」ヘーゲル『小論理学』）、たんなる部分は体系的な総体としての理念を構成することができないからである。かつて、1963年に結ばれた核実験禁止のための部分的措置が、核兵器の廃絶という理念の実現のために何ら成果をうみだしえなかったのは、この措置が、過程の本質にかかわらぬたんなる部分にすぎなかったからにはかならない（もちろん、正しくとりあげられれば、核実験禁止も過程の本質的な契機となりうることを、わたくしは否定するものではない）。かつてレーニンは、変革的な過程を弁証法的にとらえ、そこで決定的な結節点をつかむべきことの必要性を指摘し、これを環と名づけたが、われわれは、核兵器廃絶のために、過程の本質にかかわるような中心的な環を明確にとりださなければならない。

今日もっとも緊急を要することは、資本主義体制が現存しており、しかも帝国主義諸国がなお相対的に強大な力をもっている諸条件のもとで、核兵器の使用禁止をかちとり、核兵器の廃絶を実現し、核戦争の危険を一掃することである。そのために不可欠なことは、原則的には、世界の平和勢力（社会主义諸国、資本主義諸国の革命運動、民族解放闘争という三大勢力）の結束であり、世界の人民が、それぞれの国において、矛盾点を明確にし、その政府に働きかけて、核廃絶の政策をとらしめ、同時にまた、相互に強力な世界的な連帯を結ぶことである。今、わたくしは、平和勢力といったが、残念なことに、かつてのように、戦争勢力にたいする平和勢力を単純に理解することが困難になっている。社会主义国の軍事的介入、そして戦争という事態も現に生じた。現実の世界は、複雑な混迷した激動の様相を呈している。社会主义の体制は、世界の人民の生活の利益に合致し、民主主義の貫徹、民族自決権の擁護、真の平和の旗手というその本来の大義を、自分の行動によって示すことが必要である。核兵器はどうしても撤廃され、核戦争の脅威は地球上から速かに除去されなければならないのである。この歴史的な課題にたちむかうわれわれを勇気づけるの

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

は、マルクスの次の有名なことばである。「人間はつねに、自分が解決しうる課題だけを自分に提起する。なぜならば、……課題そのものは、その解決の物質的条件がすでに存在しているか、またはすくなくとも生まれつつある場合にだけ発生することが、つねにみられるであろうからである」（『経済学批判、序言』）。

(6) 軍事ブロックの撤廃

前述したように、日本は、日米安全保障条約によって、アメリカの核戦略のなかにまきこまれている。この体制は、日米攻守同盟にほかならず、米韓、米フィリピン間の軍事同盟とともに、アジアにおけるアメリカ主導のもとでの強力な軍事ブロックの一環をなしている。日本人民の、平和と軍縮および民主主義と社会主義への道は、安全保障体制を撤廃することなしには開かれえないのは明らかである。

では、軍事ブロック、安全保障体制撤廃と核兵器廃絶との二つの闘いは、どのような弁証法的な連関をなしているであろうか。(1)両者における矛盾は緊密に連関し、浸透しあい媒介しあっているが、相互に異なっている。両者は、目標を異にしており、闘いに参加する勢力も同一ではない。核兵器の廃絶を望みながら、なお日米安保体制の存続を期待する人々も存在しているからである。それゆえ両者の闘いを単純に同一視することはできない。(2)しかし、核兵器が日本に持ちこまれ生活の脅威をもたらしているのは、安保体制が存在しているためであり、核廃絶の問題は安保体制の存否と現実に不可分に結びついている。核廃絶の闘いの高揚は、安保体制撤廃の闘いを強める。同時に前者のうちに後者が浸透し、核廃絶を求める勢力は自覚的に安保体制の撤廃の闘いに参加してゆく。軍事同盟の撤廃を実現することなしに日本とアジアの眞の平和はありえない。われわれが非同盟の路線をとるのはこのためである。

ここでもっともたいせつなのは、活動の自覚的な主体の形成である。眞の平和の樹立のための活動の主体は、核兵器廃絶を緊急の課題としながら、日米安保体制（軍事ブロック）の撤廃をめざさなければならない。そのことは、日本の軍事大国化、ファッショ化を拒否し、民主主義の貫徹を主張することにほか

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

ならない。平和を真に擁護するものは、民主主義を支持せざるをえず、民主主義を真に支持するものは、平和を擁護せざるをえない。両活動のない手は人民であり、人民の日々の創造的な変革的な実践のなかで、恒久平和と民主主義の貫徹という二つの道は、不可分なものとして、弁証法的な統一をなしとげるのである。

(7) 具体的普遍としての恒久平和

さきにわたくしは、恒久平和の理念は、過程であり、運動であるといった。この過程、この運動が、ヘーゲル的にいえば「具体的普遍」の実現への道であることを強調したい。アルジェでおこなわれた第四回非同盟諸国首脳会議（1972年）の「政治宣言」は次のように述べている。「植民地戦争、アパルトヘイト、帝国主義の侵略、力の政治、経済的搾取と略奪があるかぎり、平和は原則においてもその範囲においても制限されるであろう。富裕な国と貧しい国への分裂がすでに存在している世界で、富める地域にのみ平和を限定し、残りの人類には不安と強者による支配が運命であるとして、この分裂を拡大することは危険である。平和は分割しえないのである」。

わたくしは、「平和は分割しえない」という命題にとくに注意したい。(1)平和はまず、抽象的なものであってはならない。たとえ平和は普遍的にめざされているというにしても、もし実現されない観念にとどまるならば、それはなお抽象的である。他方(2)平和が分割され、ある地域にだけリアルに実現されても、もし戦争が他の地域に転嫁されるにすぎないならば、それは何ら普遍的ではない。そのさいには、他の地域を犠牲とする特殊地域におけるエゴイズムの発現がみられるにすぎない。したがって平和はどこまでも具体的に普遍的なものでなければならない。このような平和は、地球上にはこれまでまだ実現しなかったものであるが、マルクスが展望していたのは、まさにこのような平和が現実的なものとなる世界の到来であった。その実現によって、この意味でも、人類は、諸民族間の諸矛盾の暴力的な解決手段としての戦争という苦渋にみちた前史をおえて、はじめて自らの本史に入るのである。

平和・軍縮のためのたたかいとマルクス主義の弁証法（岩崎）

付記 1984年1月執筆。本稿は、Beiträge japanischer Philosophen zur Dialektik, hrsg. von S. Bönisch, F. Fiedler und C. Iwasaki, Dietz Verlag, Berlin (in Vorbereitung)への寄稿論文の日本訳である。1984年8月の『東京宣言』によって核戦争阻止、核兵器全面禁止が「全類の死活にかかる最も重要かつ緊急の課題」であることが、合意として確認された。